

# 平成23年度定期監査結果報告

## 1 監査の対象

本年度の定期監査は、各部等及び各行政委員会のうち、次に掲げる各課、所など（以下「各課等」という。）を対象として実施した。

総務部	総務課 財政課 契約検査課 税務課
企画部	総合政策課 地域情報課 市民活力推進課
市民福祉部	福祉課 子育て支援課 長寿いきがい課 市民保険課 健康づくり課
環境産業部	環境企画課 環境衛生課 商工港湾課 観光振興課 林業木材振興課 農業振興課
都市整備部	都市整備課 道路河川課 水道課 下水道課
二ツ井地域局	総務企画課 市民福祉課 環境産業課 建設課
会計課	
議会事務局	
監査委員事務局	
選挙管理委員会事務局	
農業委員会事務局	
教育委員会事務局（教育部）	教育総務課 能代教育事務所 学校教育課 学校給食センター 能代商業高等学校 生涯学習課 中央公民館 文化会館 図書館 子ども館 勤労青少年ホーム 働く婦人の家 サンウッド スポーツ振興課

## 2 監 査 の 期 間

前 期 定 期 監 査 (施設実地監査)	平成 23 年 4 月 6 日から平成 23 年 6 月 30 日まで
	平成 23 年 5 月 17 日及び 20 日
中 期 定 期 監 査 (施設実地監査)	平成 23 年 7 月 11 日から平成 23 年 7 月 28 日まで
	平成 23 年 7 月 27 日及び 28 日
後 期 定 期 監 査 (工事現場調査)	平成 23 年 9 月 27 日から平成 24 年 2 月 10 日まで
	平成 23 年 10 月 12 日

## 3 監 査 の 範 囲

本年度の定期監査は、監査の対象とした各課等の、平成 23 年 9 月末日までに執行された事務事業について、次の事項を主眼として実施した。

- (1) 予算の執行状況について
  - ① 予算流用及び予備費充用について
  - ② 支出手続きについて
  - ③ 契約事務について
- (2) 収入事務について
- (3) 現金の取扱について
- (4) 施設の管理状況等について
- (5) その他

## 4 監 査 の 方 法

監査の対象とした各課等の財務に関する事務の執行について、提出された定期監査資料に基づき、関係諸帳簿等を調査照合したほか、必要に応じて担当職員から説明を聴取した。

### (1) 予算の執行状況について

#### ① 予算流用及び予備費充用について

財務会計システムからデータを取り出し、調査が必要と思われるものを抽出し、担当職員から説明を聴取した。

#### ② 支出手続について

各課等ごとに事業単位で数件抽出し、支出負担行為書、支出命令書等の関係簿冊及び財務会計システムのデータを調査、照合したほか、必要に応じて担当職員から説明を聴取した。

#### ③ 契約事務について

各課等ごとに数件ずつ抽出し、入札関係書類、契約書等の関係簿冊を調査、照合したほか、必要に応じて担当職員から説明を聴取した。

#### (2) 収入事務について

各課等ごとに、調定票、収入済通知書等の関係簿冊及び財務会計システムのデータを調査、照合したほか、必要に応じて担当職員から説明を聴取した。

#### (3) 現金の取扱について

各課等、対象施設ごとに、関係台帳、収入済通知書、現金取扱簿等の関係簿冊を調査、照合したほか、必要に応じて担当職員から説明を聴取した。

#### (4) 施設の管理状況等について

対象施設ごとに、主に維持管理の状況、使用料等の取り扱い等について、担当職員から説明を聴取し、実地にて確認を行った。

## 5 監査の結果

監査の結果、平成23年度予算に係る財務に関する事務については、概ね適正に執行されているものと認められた。

なお、改善措置を検討することが望ましいと認められるもの及び意見等の中で重要なものは次のとおりである。

これ以外の内容については、各課等ごとの記載欄に記述しているが、軽微な誤り等も含め、講評の際に、改善と職員への周知を要望したところである。

### I 貸付金について

各種貸付金に対する滞納の解消にあたっては、それぞれの所管において努力されているところであるが、滞納の発生を未然に防止することも重要であると考える。

貸付決定時の審査内容を見てみると、それぞれ規則に定める基準については当然に確認しているが、連帯保証人も含め、返済意思や返済能力に関する確認は詳しく行われておらず、所得基準等も特に設けられていないので、返済が滞った場合への対応が懸念される。

滞納の発生を未然に防止するという観点から、返済に関わる部分の基準等について検討されたい。

### II 内部統制について

日常的な業務における軽微なミスを防止するために、これまでにも内部統制について検証するよう求めてきたところである。決裁を得る際は、通常、数名の職員を経由するが、その段階で目を通していくればすぐ気付くような単純なミスも多く、チェック体制が機能していないように思われる。

係内、課内のチェック体制について改めて検証し、所要の改善措置を講じるよう求めるものである。

各課等の監査した主な内容、監査結果等は、次のとおりである。